

# 今冬期の大雪にかかる災害に対する金融上の措置について

平成 24 年 2 月 3 日

今冬期の大雪により災害救助法が適用された北安曇郡小谷村、上水内郡信濃町、下水内郡栄村内の被災者の皆様に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を講じさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも、ご預金者であることを確認のうえ払戻しに応じます。
2. お届出の印鑑のない場合には、拇印にて払戻しに応じます。
3. 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前の払戻しに応じます。また、これを担保とすること融資にも応じます。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形の取立てにつきましても、窓口にご相談ください。
5. 災害時における手形の不渡処分につきましても、窓口にご相談ください。
6. 汚れた紙幣は、お引換えいたします。
7. 国債を紛失された場合は、窓口にご相談ください。
8. 応急資金、融資金の返済猶予等につきましても、融資窓口にご相談ください。
9. 窓口業務は、午後 3 時までとなっておりますが、緊急を要する場合は、お近くの店舗にご相談ください。

以上

松本信用金庫